

財政健全化計画の平成 21 年度実施状況

(群馬県 嬭恋村)

第 1 具体的な措置の実施状況

- ・村税滞納整理の強化により、滞納繰越分の徴収率が前年比 5.8 ポイント増加した（当初計画どおり）。
- ・受益者負担適正化の観点から登山道、シャクナゲ園に美化協力金募金箱を設置し、維持管理費用に充てるための新たな財源を捻出した（当初計画どおり）。
- ・未利用村有地を売却（6 筆）した（当初計画どおり）。
- ・愛する嬭恋基金への寄附金や広報紙に有料広告を募り、新たな財源を確保した（当初計画どおり）。
- ・職員数の減（4 人）、特別職の報酬削減（20～30%）、職員給与の削減（3～5%）を実施した（当初計画どおり）。
- ・公共施設（農村環境改善センター）の運営方針の見直しにより、一部事業を廃止し、物件費・維持補修費を削減した（当初計画どおり）。
- ・敬老会事業の簡素化、原油高騰に伴う灯油購入助成事業の廃止で扶助費を削減した（当初計画どおり）。
- ・マラソン大会補助金やつまごい祭り助成金など各種団体に対する補助金を削減した（当初計画どおり）。
- ・公的資金の繰上償還（7,300 万円）を行い、後年度の金利負担を軽減した（当初計画どおり）。
- ・スキー場をはじめとする各種施設において、引き続き指定管理者制度による運営を行い、維持管理費を節減した（当初計画どおり）。
- ・国の臨時交付金により、先送りしていた村道路面補修工事を実施し、投資的経費における一般財源を節減した（当初計画どおり）。

第 2 歳入及び歳出に関する計画の実施状況

- ・歳入では、村税滞納整理や未利用村有地の売却が計画を上回った。
- ・歳出では、国の臨時交付金の活用により一般財源による投資的経費が抑制できた。
- ・全体では、計画効果額 170 百万円に対し、197 百万円の数値改善の効果があった。

- ・財政健全化計画における平成21年度中の効果計画額と実績額の比較は、次の表のとおり。

(単位:百万円)

項目		効果額	
		計画額	実績額
歳入	(1) 村税の確保と滞納整理の強化	15	24
	(2) 受益者負担の適正化	13	1
	(3) 未利用財産の売却及び貸付	21	27
	(4) 新たな財源の捻出	4	4
	計	53	56
歳出	(1) 人件費の削減	64	55
	(2) 物件費・維持補修費の削減	7	5
	(3) 扶助費の抑制	2	1
	(4) 補助費の削減	2	1
	(5) 公債費の削減	14	14
	(6) 特別会計繰出金の削減	0	0
	(7) 民間委託の推進	8	8
	(8) 投資的経費の抑制	20	57
計	117	141	
合計		170	197

第3 健全化判断比率の状況

- ・実質赤字比率は、一般会計等において実質収支は黒字で、計画どおり算定されなかった。
- ・連結実質赤字比率は、全会計において赤字はなく、計画どおり算定されなかった。
- ・実質公債費比率は、平成20年度の26.7%から計画以上に改善が進み早期健全化基準未満の24.7%に低下した。
- ・将来負担比率は、平成20年度の149.6%から計画以上に改善が進み121.2%に低下した。
- ・財政健全化計画における計画値と実績の比較は、次の表のとおり。

(単位：%)

健全化判断比率	計画初年度の 前年度	計画初年度 (21年度)	
	実績	計画値	実績
実質赤字比率	— (15.0)	— (15.0)	— (15.0)
連結実質赤字比率	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)
実質公債費比率	26.7 (25.0)	25.0 (25.0)	24.7 (25.0)
将来負担比率	149.6 (350.0)	136.0 (350.0)	121.2 (350.0)

備考：括弧内の数値は、本村の早期健全化基準を記載したものである。

第4 その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況

- ・平成17年度に試行導入した行政評価システムにより、費用対効果を重視した事務事業の見直しを継続して実施している。平成21年度実施分からホームページで公表を予定している。
- ・税収増を図る施策として、別荘地・観光地としての魅力や土地評価額向上を図るため、景観計画の策定に着手、また特産キャベツなどの加工品開発を進めており、キャベツパウダー（微粉末）を使用したキャベツサブレやキャベツ紅梅、キャベツクッキーを商品化した。

別紙 2

今後の財政の運営の方針

(群馬県 嬭恋村)

第 1 健全財政の確保に関する事項

- ・ 今後とも継続的に財政の健全化を進めるため、地方債発行の抑制と繰上償還を進めるとともに、歳出の削減・歳入の確保に努める。

1 経費の効率的使用に関する事項

- ・ 適正な定員管理計画の策定及び見直しにより、計画的に職員定数の削減を進める。
- ・ 各種委員会、審議会等は必要性、目的を再考し、統合や定数の見直しを進める。
- ・ 正規職員の適正配置、事務事業の見直しにより臨時職員の減員を進める。
- ・ 事務用消耗品や備品等の購入延伸、共有化を徹底する。
- ・ 各種行事の簡素化を進める。
- ・ 事務機器等の購入はリース方式、買取方式を比較し、負担が少ない方法を選択する。
- ・ 村管理の施設は、利用状況を踏まえ管理方法の見直しを行う。
- ・ 外部委託が適正と判断される場合は、外部委託を進め費用低減に努める。
- ・ 借地は、利用率・公益性の観点から見直し、原状復旧費を精査のうえ返還に努める。
- ・ 民有地に公共施設を設置する必要がある場合には、借地とせず、買収に努め、維持管理費の節減を図る。
- ・ 行政組織、教育施設の再編を進め、建物管理費等の低減に努める。
- ・ 給付額が近隣市町村よりも高水準なものについては、適切に見直しを行う。
- ・ 各種協議会、同盟会の負担金は加盟の必要性を再考する。
- ・ 各種団体への補助金は、事業ごとに補助要綱を策定したうえで適正に支出する。また、補助額は活動状況、成果、財務状況等を踏まえて見直しを行う。
- ・ 利率や償還期間などから繰上償還の優先順位を決定し、金利負担の軽減に努める。
- ・ スキー場事業における県貸付金や上水道会計借入金の債務解消に努める。

- ・国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定は、独立採算を基本とし、繰出金ゼロの維持に努める。
- ・指定管理者制度導入による効果を検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ・各種施設建設事業は緊急に必要と判断されるものを除き、中止または先送りを行う。
- ・総合計画との整合性を確認した上で、計画的かつ効率的な実施に努める。

2 収入の確保に関する事項

- ・徴収職員の人材育成や業務のマニュアル化を進め、組織のレベルアップに努める。
- ・全庁体制での滞納整理を一層促進するため、業務分担の明確化や連携強化に努める。
- ・住所不明による納税通知書返戻の調査を計画的に進め、納税義務者の特定に努める。
- ・口座振替納税、コンビニ納税を推進する。
- ・不動産公売やインターネットによる公売を推進する。
- ・下水道事業の接続率向上に積極的に取り組む。
- ・各施設の稼働率向上を図るため、ホームページ等による案内や情報提供を行う。
- ・登山道整備協力金募金箱の設置により、トイレ管理費など費用の一部捻出に努める。
- ・村所有の未利用財産（不動産）については、その必要性を検討の上、売却、貸付を積極的に進める。
- ・ふるさと納税制度に基づいた「愛するふるさと基金」の周知方法、活用策を検討し、未永く賛同が得られるよう努める。
- ・広報紙やホームページなどの広報媒体の有料広告を拡充し、費用の一部捻出に努める。
- ・キャッシュ・フローに支障のない範囲で、确实かつ有利な基金運用に努める。

3 その他

- ・起債許可を要しないとされる実質公債費比率18%未満の早期達成のため、数値改善に向けた不断の取り組みを実行する。

第2 その他財政の運営の合理化に関する事項

- これまでの財政負担を無駄にすることなく、夏秋キャベツ日本一の産地として、また四季を通じて楽しめる魅力ある観光地として永続させるとともに、将来的に税収増に結びつく新たな政策立案と実行ができる財政基盤の確立を目指す。
- 住民の安全、安心の確保と地域経済の活性化を図りつつ、住民から信頼される財政運営に努める。